

2024年8月23日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ  
(スタンダードコード: 3350)  
問合せ先 IR部長 中川 美貴  
電話番号 03-6690-5801

(訂正及び追加) 株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関する補足説明(Q&A)

2024年8月6日付公表の「新株予約権(非上場)の無償割当に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株主に対する新株予約権の無償割当(以下「本件」といいます。)に関するご説明(Q&A)を作成しお知らせいたしました。

その後、株主及び投資家の皆様より当社にもお問合せをいただいておりますが、それらのご質問に回答するべく追加のQ&Aを作成いたしました。また、2024年8月6日付「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するご説明(Q&A)」の内容について、一部の訂正・補足をさせていただきますので、お知らせいたします。

訂正事項につきましては、(訂正前)及び(訂正後)とし、訂正箇所は\_\_\_\_罫で示しています。追加のQ&Aにつきましては(追加)とし、“5. 追加”としております。

なお、当社ホームページ上でもお知らせしておりますが、当無償割当に関するコールセンターを9月中旬を目途に開設する予定です。詳しくは今後当社ホームページにてご案内差し上げますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

(訂正前)

2. 本新株予約権の割当について

(中略)

Question	Answer
Q2-3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当の有無はどのように確認すればよいのか。	A2-3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当の効力発生日である2024年9月6日に、株主確定日(2024年9月5日)の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様へ、 <u>株主名簿管理人</u> から本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定でございますので、当該書類をご確認ください。
Q2-4 <u>株式を特別口座において保有している株主には、本新株予約権は割り当てられるのか</u>	A2-4 <u>特別口座(※)(三井住友信託銀行株式会社)に記録された株式に対しても本新株予約権が割り当てられ、株式と同様に新株予約権原簿に記録されます。なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使はできません。具体的な行使方法は三井住友信託銀行にお問い合わせください。</u> <u>※「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構(ほふり)に預託していない株券を、株主の権利を保全する(守る)ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関(一般的には株主名簿管理人)に開設する口座です。従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告を行うことができるようにすることを目的とする制度(特定口座制度)による「特定口座」とは異なるものですのでご注意ください。</u>

(中略)

### 3. 本新株予約権の行使について

Question	Answer
<p>Q3-2 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか。</p>	<p>A3-2 一般投資家権利行使期間に新株予約権を使って権利行使価額を支払うことにより当社の普通株式を取得いただくことができます。</p> <p>①行使する場合</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする場合は、<u>行使期間最終日まで</u>に、<u>当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、行使請求受付場所（株式会社アイ・アール ジャパン）まで提出（郵送）してください。</u>合わせて、行使期間最終日までに</p> <p>(2) に記載のとおり、<u>出資価額</u>を行使請求の払込取扱場所（GMO あおぞらネット銀行株式会社）にお支払いください。行使期間最終日までに、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、<u>出資価額</u>の払込みが確認されていることで行使請求の効力が発生いたします。</p> <p>なお、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されるまでに数日間（<u>4～5日</u>）必要であることから、十分な日にちの余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 新株予約権行使金振込（※株主様の行う手続き。）行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権1個当たりの額は555円。株式1株を取得するために要する金額は555円）を当社が指定するGMOあおぞらネット銀行株式会社の当社預金口座にお振込みください。</p> <p>(3) <u>株主名簿管理人にて、振り込まれた行使価額と行使請求書の内容等の照合</u>を行います。</p> <p>(4) 株主様ご指定の証券口座に権利行使により新たに取得された株式が記録されます。</p> <p>(5) <u>株式の新規記録</u></p> <p>原則として、上記（1）及び（2）を行っていただき、行使請求書等の確認とお振込みの確認ができた日から6営業日目の日において、本新株予約権の行使によって取得された当社普通株式が、行使を行った本新株予約権者の皆様の証券口座に新規記録されます。</p> <p>ただし、証券会社等によっては起算日が異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等へお問い合わせください。</p> <p>②行使されない場合 特にお手続きは必要ありません。一般投資家権利行使期間満了により、当社が取得条項に基づき無償で新株予約権を取得いたします。なお、この取得の際には当社は何らの対価も交付しません。</p>

<p>Q3-9          権利行使により1単元          (100株)未満の株式          を保有することになっ          た場合、どうすればよ          いのか?</p>	<p>A3-9          株主の皆様が保有する100株未満の単元未満株式について、当社に買          取りを請求することができます。          なお、具体的な手続につきましては、当社株式を証券口座で保有され          ている場合は、お取引をされている証券会社にお問い合わせくださ          い。  <u>特別口座で保管されている場合は、お取引先証券会社及び三井住友信          託銀行にお問い合わせください。</u></p>
--	--

(訂正後)

2. 本新株予約権の割当について

(中略)

Question	Answer
Q2-3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当の有無はどのように確認すればよいのか。	A2-3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当の効力発生日である2024年9月6日に、株主確定日(2024年9月5日)の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様へ、 <u>株式会社アイ・アール ジャパン</u> から本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定でございますので、当該書類をご確認ください。
<u>Q2-4</u> (文面削除)	<u>A2-4</u> (文面削除)

Q2-5～-6 及び A2-5～-6 (号数を1つずつ繰り上げたうえで現行どおり)

### 3. 本新株予約権の行使について

Question	Answer
<p>Q3-2 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか。</p>	<p>A3-2 一般投資家権利行使期間に新株予約権を使って権利行使価額を支払うことにより当社の普通株式を取得いただくことができます。</p> <p>①行使する場合</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする場合は、<u>当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、お取引のある口座管理機関（証券会社等）にご提出ください。</u>合わせて、行使期間最終日までに（2）に記載のとおり、<u>行使価額</u>を行使請求の払込取扱場所（GMOあおぞらネット銀行株式会社）にお支払いください。行使期間最終日までに、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、<u>行使価額</u>の払込みが確認されていることで行使請求の効力が発生いたします。</p> <p>なお、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されるまでに数日間必要であることから、十分な日にちの余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 新株予約権行使金振込（※株主様の行う手続き。） 行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権1個当たりの額は555円。株式1株を取得するために要する金額は555円）を当社が指定するGMOあおぞらネット銀行株式会社の当社預金口座にお振込みください。</p> <p>(3) <u>株式会社アイ・アール ジャパンにて、行使請求内容・行使状況の確認等</u>を行います。</p> <p>(4) 株主様ご指定の証券口座に権利行使により新たに取得された株式が記録されます。</p> <p>原則として、上記（1）及び（2）を行っていただき、<u>（3）行使請求書等の確認とお振込みの確認ができた日からおよそ6営業日後の日</u>において、本新株予約権の行使によって取得された当社普通株式が、行使を行った本新株予約権者の皆様の証券口座に新規記録されます。</p> <p>ただし、証券会社等によっては起算日が異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等へお問い合わせください。</p> <p>②行使されない場合</p> <p>特にお手続きは必要ありません。一般投資家権利行使期間満了により、当社が取得条項に基づき無償で新株予約権を取得いたします。なお、この取得の際には当社は何らの対価も交付しません。</p>

<p>Q3-9 権利行使により1单元 (100株)未満の株式 を保有することになっ た場合、どうすればよ いのか?</p>	<p>A3-9 株主の皆様が保有する100株未満の单元未満株式について、当社に買 取り<u>または</u>買い増しを請求することができます。 なお、具体的な手続につきましては、当社株式を証券口座で保有され ている場合は、お取引をされている証券会社にお問い合わせくださ い。</p>
---	--

(追加)

5. 追加

Q5-1 「非上場」とあるが株の売買は可能なのか？	A5-1 行使後取得された株式は上場普通株式として株式市場で売買可能です。「非上場」とは、新株予約権が非上場であることを指しております。
Q5-2 権利落ち日である9月4日または同日以降に売却しても、本新株予約権の権利は取得できるか。	A5-2 はい、取得できます。
Q5-3 本新株予約権の行使によって取得した株式はどのように確認すればいいか。	A5-3 取次をご依頼されたお取引先の証券会社等の口座に入庫されますので、証券会社等にお問い合わせください。
Q5-4 夜間取引で売買した場合の約定日はいつになるのか。	A5-4 夜間取引（PTS取引）は証券取引所を介さない私設取引システムを利用いたします。そのため、お取引を利用される証券会社にお問い合わせください。
Q5-5 取得した株式を「特定口座」または「NISA口座」に入庫したい場合はどうすればいいのか。	A5-5 お取引のある証券会社にお問い合わせください。
Q5-6 現在保有している株式と新株予約権を行使した株式の取得単価は自動計算後に合算されるのか。	A5-6 取得単価の合算の有無につきましては、お取引のある証券会社にご確認ください。
Q5-7 取得した株式はいつから売却できるのか？	A5-7 取得された後はいつでも売却可能です。詳しくは取次を依頼する証券会社にご確認ください。 また、継続して保有することも可能です。事業進捗、業績並びに株価の推移等をご勘案いただき、株主様ご自身でご判断ください。



Q5-8 保有株数を超えて新株 予約権を取得すること はできないのか？	A5-8 本新株予約権は、権利確定日に株主様が保有される当社普通株式1株 につき1個の割合で自動的に割当てられるものです。保有株式数以上 の割当てはありません。
Q5-9 行使請求書はいつ頃届 くのか？	A5-9 通知書と一緒に、9月18日に株主の皆様へ郵送いたします（予定）。
Q5-10 行使請求が完了した ら、連絡はあるのか？	A5-10 お手続きが完了いたしましたら、株主名簿管理人 三井住友信託銀行か ら株主様宛に完了通知を送付いたします。
Q5-11 外国居住者はどのよう に行使できるのか？	A5-11 行使請求書は、日本における常任代理人（証券会社または個人）に送 付されます。代理人から連絡がありますので、今後の手続きについて 指示をお伝えください。あるいは、直接証券会社または常任代理人に ご連絡いただくことも可能です。 なお、行使請求書は2024年9月18日に送付予定です。

【上記以外のご質問及びお問い合わせ先】

ホームページからの問い合わせをお願いします。

お問合せ - Metaplanet Inc.

株式会社メタプラネット

【ご注意】

この文書は、当社の第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、2024年8月6日付で公表した「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」並びに2024年8月6日付提出の本新株予約権に関する有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL: [EDINET \(edinet-fsa.go.jp\)](https://www.edinet-fsa.go.jp)）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。

上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。

米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以 上